

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する
事務委託の協議について

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に
関する規約を次のとおり締結することについて協議する。

(別 紙)

令和 5 年 6 月 14 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務を逗子市から受託すること
について協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14
第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により提案
するものであります。

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する協議書

葉山町と逗子市は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、生ごみの堆肥化処理に関する事務について、次のとおり協議し同意するものとする。

葉山町及び逗子市は、葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約（別紙）を承認し、同規約に定める諸条項に基づき当該事務の円滑な運営を図るものとする。

この協議の成立を証するため、本書 2 通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

葉山町長 山梨 崇仁

逗子市長 桐ヶ谷 覚

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 逗子市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する次の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を葉山町に委託する。

(1) 生ごみ資源化処理施設の設置に関する事務

(2) 生ごみの資源化処理に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、葉山町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、逗子市の負担とし、経費の額及び納付の時期は、葉山町長が逗子市長と協議して定める。この場合において、葉山町長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を逗子市長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、葉山町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 葉山町長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を逗子市長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度における経費に対し、逗子市が葉山町に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の逗子市の納付額において行うものとする。

(連絡会議)

第7条 葉山町長及び逗子市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ逗子市長に通知しなければならない。

2 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を逗子市長に通知しなければならない。

3 前項の規定に定める通知があったときは、逗子市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、葉山町長及び逗子市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 逗子市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する葉山町の条例等が逗子市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する協定書

葉山町及び逗子市は、生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務の委託に関し、葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約（令和 年 月 日施行。以下「規約」という。）第 9 条の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（経費の算出方法）

第 1 条 規約第 3 条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

（経費の精算）

第 2 条 規約第 6 条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の葉山町及び逗子市の歳入歳出決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

（連絡会議）

第 3 条 規約第 7 条の連絡会議は、葉山町長及び逗子市長がそれぞれ指定する者をもって組織する。

（条例等の制定又は改廃の場合の協議）

第 4 条 逗子市長は、規約第 8 条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、葉山町長に協議を申し入れることができる。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度葉山町長及び逗子市長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地
葉山町長 山梨 崇仁

逗子市 逗子市逗子五丁目 2 番 16 号
逗子市長 桐ヶ谷 寛

別表

項目	算出方法
事前調査費（生活環境影響調査に係る経費）	・人口で按分
建設改良費（資本費）	○交付対象部分 ・人口で按分 ○交付対象外部分（単独事業） ・人口で按分（ただし、施設周辺の整備は施設を整備するものが負担する。）
処理費（修繕費を含む）	・搬入量で按分

備考

- 1 逗子市が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、葉山町長及び逗子市長が協議の上これを決定する。
- 3 「人口」とは、搬入が行われる年度の国勢調査に基づく10月1日現在の推計人口とする。ただし事前調査費に係る「人口」については、令和6年度の国勢調査に基

づく10月1日現在の推計人口とする。

- 4 「搬入量」とは、処理施設に搬入される生ごみの量とする。
- 5 「交付対象部分」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙）第2の2に定める交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）を実施する場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第05411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）6(1)に定める交付対象事業費（以下「交付対象事業費」という。）から交付金の額を控除したものとする。
- 6 「交付対象外部分（単独事業）」とは、実施する事業が交付対象事業のときは、当該事業の総事業費から交付対象事業費を控除したものとし、交付対象事業でないときは、当該事業の総事業費とする。
- 7 供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、以後、1年目の実績、処理の安定化や広域処理の状況を踏まえ必要に応じて見直すものとする。